

京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業） に係る業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要及び基本事項

(1) 件名

京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）

(2) 業務内容

別紙1「令和6年度京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和6年5月1日～令和7年3月31日

(4) 契約事業者数

2事業者

(5) 委託金額の上限

1事業者当たり2,000千円/年（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に掲げる要件を満たす者としてします。

(1) 京都市競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと）

(2) 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所支援施設及び指定障害児通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス、その他障害福祉又は児童福祉に関する事業のいずれかを実施していること

3 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 業務実績報告書（様式2）

(ウ) 法人概要が分かる書類（パンフレット等）

イ 提出部数

上記アの提出書類 各2部

ウ 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」 参照

エ 提出期限

令和6年4月8日（月）午後5時までとします。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とします。

(2) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び

書面により、その旨を通知します。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 虚偽の内容が記載されている場合

4 質問及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は、「2 参加資格」に掲げる要件を満たす者に限ります。

(2) 質問方法

質問は、「10 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。

(3) 提出期間

令和6年4月1日（月）午前9時～令和6年4月9日（火）午後5時

(4) 回答

令和6年4月10日（水）中に、全ての参加表明者に対して回答を電子メールで送信します。

5 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙2「京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）に係る業務委託プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により提出してください。

(1) 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」 参照

(2) 提出部数

使用印鑑を押印したもの 1部

使用印鑑を押印しないもの 5部

(3) 提出期限

令和6年4月17日（水）午後5時までとします。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とします。

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知します。

- ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

6 選定方法

(1) 選定方法

選定は「京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）受託候補者選定会議」で行います。選定会議の委員は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子育て支援担当部長、子ども家庭支援課長、子ども家庭支援課発達支援係長とする。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、企画提案書等の提出書類に基づき、提案者の業務実施能力を審査し、評価の高かった者から上位2者を受託候補者に決定します。

なお、3者以上から応募があった場合かつ画提案書等の提出書類のみで受託候補者を選定できないと本市が判断した場合は、プレゼンテーションを実施することとし、プレゼンテーションの実施については、別途本市から指示することとします。

また、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施することとします。

(2) 評価項目

別表「京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）受託事業者選定基準」参照

(3) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、参加した事業者及び評価点その他契約の相手方を選定した理由がわかる情報を本市ホームページに公開します。

7 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者としてします。

8 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (4) 提出書類の返却は行いません。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (7) 選定された受託候補者は、業務委託の開始時までには、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。

9 スケジュール

日時	内容
令和6年4月8日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和6年4月9日（午後5時まで）	質問受付締切（4月10日までに回答）
令和6年4月17日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和6年4月18日以降	プレゼンテーション ※必要に応じて実施
令和6年4月下旬	受託者決定
令和6年5月1日	業務委託開始

10 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-746-7625

FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

※ 様式1及び2、別紙1及び2の各種の提出書類及び資料は、京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課のホームページからダウンロードできます。

京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）受託事業者選定基準

別表

■基準1（実績に関する評価）

No	項目	内容・評価点	評価項目	配点	満点
1	事業者の実績	障害児通所施設に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実績を有しているか	スーパーバイズ・コンサルテーションの実績が3年以上	15	15
			スーパーバイズ・コンサルテーションの実績が2年以上	10	
			スーパーバイズ・コンサルテーションの実績がない	0	
2		障害児通所施設に対する研修の実施経験を有しているか	直近1年以内に、障害児通所施設に対する研修を実施した経験が1回以上	15	30
			直近1年以内に、障害児通所施設以外の障害児者関係施設に対する研修を実施した経験が1回以上	10	
			直近1年以内に、子育て支援施設（保育所（園）、幼稚園、児童館等）に対する研修を実施した経験が1回以上	5	
計					45

■基準2（企画提案の内容に関する評価）

No	項目	内容・評価点	評価項目	配点	満点
1	業務内容の理解	委託業務の内容が十分に理解され、適切な提案に繋がっているか	委託業務の内容が十分に理解されている	10	10
2	人員配置	適切な人員が配置されているか	本業務を遂行するために必要な人員が配置されているか。	10	10
3	実施方法	「児童発達支援センター（以下「センター」という。）に対する研修」について	センターが様々な障害の種別や特性に対応した専門的かつ適切な助言等を行うため、効果的と認められる取組を提案しているか	10	30
		「訪問活動への同行支援」について	センターによる障害児通所施設への訪問支援において、適切な助言・指導等を行うとともに、センター間での指導内容の平準化を図るため、効果的と認められる取組を提案しているか	10	

		「施設従事者向け研修のサポート」について	センターが障害児通所施設に対し質の高い全体研修を行うため、効果的と認められる取組を提案しているか	10	
4	見積金額		委託業務の内容に対して妥当な金額が提示されているか		20
計					70

■基準2における評価点の考え方

判定	評価	基準2 1～4
A	極めて良い	満点×1.0
B	良い	満点×0.8
C	普通	満点×0.6
D	やや不十分	満点×0.4
E	不十分	満点×0.2
F	悪い	満点×0

※最低制限の評価点は70点（基準1＋基準2の合計値）とし、当該評価点を上回った者とのみ契約を締結する。

様式 1

受付番号

年 月 日

(宛先) 京都市長

**京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）
に係る業務委託公募型プロポーザル****参加表明書**

参加者	
事業者名	
代表者氏名 (記名又は署名)	
所在地	〒
連絡窓口	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 (代表・直通)	
F A X 番号	
メールアドレス	

様式 2

京都市地域障害児支援体制強化事業（うち児童発達支援センターへの人材養成事業）に係る

業 務 実 績 報 告 書

事業名	事業所名	指定(委託) 年月	事業の概要

上記について、事実と相違ありません。

事業者名 _____

代表者氏名(記名又は署名) _____

